

(1) 地球温暖化対策

「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。

→地球温暖化対策のための税は着実に実施することとされた。また、揮発油税等の「当分の間税率」は維持することとされた。

(2) 自動車環境対策

地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、エコカー減税対象車の重点化を検討する等、車体課税の一層のグリーン化を推進する。

→環境性能割（2019年10月より導入）、エコカー減税、グリーン化特例の対象車の重点化が行われるなどされた。

(3) 低炭素社会

● コージェネレーションに係る課税標準の特例措置（固定資産税）【延長】

コージェネレーション設備について、課税標準を最初の3年間課税標準となるべき価格の5/6に軽減する特例措置について、適用期限を2年間延長するもの。

→以下の見直しを行った上で、2年の延長されることとされた。

・課税標準を価格の12分の11(現行:6分の5)とする。

● 低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）【拡充・延長】

燃料電池自動車及び天然ガス自動車の燃料等供給設備(水素充てん設備、天然ガス充てん設備)に係る課税標準の特例措置について、2年間延長するとともに、水素充てん設備については、課税標準額を1/2に拡充するもの。

→以下の見直しを行った上で、2年延長することとされた。

・対象から天然ガス自動車用天然ガス充填設備を除外する。

・課税標準を価格の4分の3(現行:3分の2)とする。

(4) 自然共生型社会

◎● 鳥獣被害対策の推進を目的とした特例措置（狩猟税）【延長】

有害鳥獣捕獲従事者が狩猟者としての登録を受ける際にかかる狩猟税の税率を軽減するもの。

→5年延長することとされた。

(5) その他

◎ ● 被災自動車等に係る特例措置（自動車重量税）【延長】

東日本大震災による津波被害等により被災した自動車等について、車検残存期間（平成23年3月11日から車検期間満了日まで）に相当する自動車重量税を還付する特例措置について、適用期限を2年間延長するもの。

→2年延長することとされた。

● 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（法人税、所得税、法人住民税）【拡充・延長】

試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除について、控除上限の引き上げ、ベンチャーとの共同研究における控除率の引き上げの拡充等を図るもの。

→以下の見直しを行うこととされた。

- ・オープンイノベーション型について、研究開発型ベンチャーとの共同研究等の控除率を引き上げるとともに、民間企業への一定の委託研究を追加する。加えて控除上限を引き上げる。
- ・総額型については、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除上限を引き上げるとともに、税額控除率及び控除上限の上乗せ措置について、適用期限を2年延長。
- ・高水準型については、総額型において、試験研究費が高い水準の企業に対する控除率の割増し措置を創設し、統合する等。